

資料編

資料編

月形町総合保健福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 健康増進、高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉（以下「総合保健福祉」という。）の推進を図るため、月形町総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、総合保健福祉計画の策定及び推進のため次に掲げる事項を調査、審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障害者基本計画に関すること。
- (5) 地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 国民健康保険運営協議会委員
- (5) 地域関係者
- (6) 識見者

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会長は、会議の議長となる。
- (4) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 委員長は、委員会の案件について専門的に調査研究する必要があると認めたときは、専門部会を設けて審議させることができる。

2 専門部会の構成は、委員会でその都度決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 26 日条例第 29 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(月形町介護保険事業計画等策定委員会条例の廃止)

2 月形町介護保険事業計画等策定委員会条例（平成 10 年月形町条例第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 8 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

月形町総合保健福祉計画策定委員会 委員名簿

○月形町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿

自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日

関係区分	氏名	所属	職名	役職
保健医療関係者	藤井 徹也	介護老人保健施設月形緑苑	常務理事	
	星 幸恵	月形町立病院	看護師長	
福祉関係者	渡邊 淳博	介護老人福祉施設月形愛光園	施設長	
	須田 孝一	介護老人福祉施設月形藤の園	主任生活相談員	
	壽原 栄里子	障害者支援施設雪の聖母園	相談主任	
	菅 雅嗣	障害者支援施設つぎがた友朋の丘	施設長	
	福居 正恵	月形町社会福祉協議会	会長	委員長
	松田 順一	月形町身体障害者福祉協会		
介護保険被保険者 (第1号)	永井 勤石	月形町老人クラブ連合会	会長	
介護保険被保険者 (第2号)	青柳 千恵	J A月形町女性部	部長	
国民健康保険運営協議会	鳥潟 真二	月形町国民健康保険運営協議会	会長	
地域関係者	上坂 隆一	月形町行政区連絡会	北農場第1行政区長	
	松山 俊子	月形町日赤奉仕団	副委員長	
識見者	山田 啓一	月形町民生委員児童委員協議会	会長	副委員長

○月形町総合保健福祉計画策定委員会事務局

区分	氏名	所属	役職等
事務局長	平田 京子	月形町保健福祉課	課長
事務局員	木須 将門	月形町保健福祉課	課長補佐
	五十嵐克成	月形町保健福祉課	地域福祉係長
	工藤 由三子	月形町保健福祉課	保健係長
	渡辺 泰子	月形町保健福祉課	高齢者支援係長
	中村 麻希	月形町保健福祉課	高齢者支援係
	嶋田 将司	月形町保健福祉課	地域福祉係

月形町総合保健福祉計画 策定経過

- ・ 第1回 策定委員会 平成26年 6月25日
- ・ 第2回 策定委員会 平成26年 9月30日
- ・ 第3回 策定委員会 平成27年 1月13日
- ・ 第4回 策定委員会 平成27年 1月23日
- ・ 第5回 策定委員会 平成27年 2月13日
- ・ 第6回 策定委員会 平成27年 2月25日

月形町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、月形町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第6条 子育て会議は、必要があると認める場合は、委員以外の者の意見を聞き、出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において行う。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例(平成13年月形町条例第19号)の一部を次のように改正する。
別表第1次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	7,200
-------------	----	-------

附 則(平成26年3月20日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

月形町子ども・子育て会議 委員名簿

○月形町子ども・子育て会議 委員名簿

自 平成25年10月15日 至 平成27年10月14日

関係区分	氏名	所属	役職
子どもの保護者	井川 春美	月形大谷幼稚園保護者会	
	皆月 千春	月形町花の里保育園保護者会	
	東出 亜由美	月形町児童クラブ保護者会	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	松谷 直美	月形町大谷幼稚園	
	豊田 揺子	月形町花の里保育園	
	新妻 美夕起	月形町児童クラブ	
	瀧澤 剛	月形町PTA連絡協議会	
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	川田 一之	月形町校長会	会長
その他町長が適当と認める者	坂林 尚美	月形商工会	
	西野 智佳子	月形町民生委員児童委員協議会	副会長

○月形町子ども・子育て会議 事務局

区分	氏名	所属	役職等
事務局長	平田 京子	月形町保健福祉課	保健福祉課長
事務局員	木須 将門	月形町保健福祉課	保健福祉課長補佐
	五十嵐克成	月形町保健福祉課	地域福祉係長
	工藤 由三子	月形町保健福祉課	保健係長
	鈴木 真紀	月形町保健福祉課	保健係
	吾妻 利佳	月形町保健福祉課	保健係
	関口 絵夢	月形町保健福祉課	保健係

月形町子ども・子育て支援事業計画 策定経過

平成25年度

- ・第1回 月形町子ども・子育て会議 平成25年10月17日
- ・第2回 月形町子ども・子育て会議 平成26年2月20日
- ・第3回 月形町子ども・子育て会議 平成26年3月24日

平成26年度

- ・第1回 月形町子ども・子育て会議 平成26年10月2日
- ・第2回 月形町子ども・子育て会議 平成26年11月20日
- ・第3回 月形町子ども・子育て会議 平成26年12月17日
- ・第4回 月形町子ども・子育て会議 平成27年1月28日
- ・第5回 月形町子ども・子育て会議 平成27年2月12日